



Vol. 153

8月15日号

2019年



The Japan Association of Certified Care Workers



関連する政府の動き



○ 規制改革推進会議

日本介護福祉士会は平成31年4月10日、第43回規制改革推進会議におけるヒアリングに出席しました。その中で藤野副会長は、「介護福祉士として旧姓使用のニーズには、職業人としてのキャリアの継続性、利用者の混乱を避ける、結婚や離婚といった個人的なことを公表したくないなどの様々な理由があるが、現状では登録証と同じ氏名で活動することが求められる介護福祉士の職場も存在している」ことに触れ、旧姓と新姓の使用の選択が可能になることで、職業人としてのキャリアの継続性を考えるきっかけの一つになる旨を発言しました。

後の6月6日、規制改革推進会議から安倍首相に提出された第5次答申では、介護福祉士の資格制度に関連する以下の内容が盛り込まれました。

- ・平成29年5月の内閣府男女共同参画局がとりまとめた「各種国家資格における旧姓使用の状況について」では、女性のキャリア継続において、結婚や離婚に際しても継続して旧姓を使用できることが重要であるが、国家資格等の中には、旧姓の継続使用ができないものが未だに存在している。
- ・介護福祉士は、女性の就業者比率が高い資格であり、かつ、改姓後に登録証の書き換えが義務付けられており、旧姓を使用した活動が制度上担保されるべき、との考え方から、登録証の様式等を定める厚生労働省令の改正により、旧姓併記を可能とする。

このことを踏まえ、今後は介護福祉士の登録証の在り方について見直しが進む方向です。

○ 認知症施策推進大綱

認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」が本年6月18日にとりまとめられました。

大綱では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を政府一丸となって進めていくことが盛り込まれています。

今後は、従来、「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)により進められていた施策も含めて、この大綱に基づいた施策の推進に取り組んでいくことになります。

皆さま、機会を見て、ぜひ内容をご確認ください。



認知症施策推進大綱について▶